

大正六年十二月十九日第三種郵便物認可 (每月一回二十五日發行)

阿武郡報

第五十六號

大正十年五月廿四日印刷
大正十年五月廿五日發行

發行所 山口縣阿武郡萩町
山口縣阿武郡萩町
第二千二百六番屋敷
印刷所 萩 馨 海 館

目 次

- 庶 務
 - 一 山口縣自治事務講習所第一回入所生……………一
 - 一 公租完納町村ご所在不明者ヲ對する施設……………三
 - 一 町原家慈善公益財團設立……………四
 - 一 贈答に關する改善事項……………九
 - 一 報德美談(勇敢なる青年人命を救助す)……………二
- 兵 事
 - 一 阿武郡内在郷軍人會會長氏名……………二
 - 一 海軍兵に採用せられたる者……………三
 - 一 陸軍兵の入隊及召集を命せられたる者……………四
- 産 業
 - 一 椿村紫雲英採種狀況並販賣成績……………一四
 - 一 山口縣農事及工業試驗場入場者……………一六
 - 一 町村農會に於ける主なる事業と其の成績……………一六
 - 一 阿武郡肥料商組合設立……………一八
 - 一 金を使はぬ村……………二〇
 - 一 農民指導者の心得……………二一



庶

務

□山口縣自治事務講習所 第一回入所生

市町村吏員を養成訓練して自治事務の整善を期するため本縣に於ては大正十年度より自治事務講習所を開設せるが該事業は本縣創始の計畫にして自治發達の上に多大の効果あるは信じて疑はざる所なり今講習に關する要項並本郡講習生を左に掲ぐ

- 一、講習期間 一期間を三ヶ月とし第一回を五月一日より七月三十一日迄とす
- 二、講習所位置 山口縣廳内
- 三、講習生の資格 部長の推薦に係る満十七歳以上の男子にして現に市町村吏員となり品行方正且將來町村吏員として勤続し事務改善の實績を挙げ得べき見込確實なる者
- 四、所要人員 一期間の定員は五十名にして本郡の配當は六名とす
- 五、講習科目 法制經濟概論、地方自治制度、地方行政民力涵養及社會事業、市町村事務、實務練習、其の他必要と認めたる科目
- 六、講師

理事官	中谷秀	大竹十郎
警視	出石於菟彦	神尾弑春
技師	鐘江富次	
屬	牛島航	
	土居章平	藤原孝夫
	原田知壯	古屋武助
	吉村惣平	安立文男
	則近義郎	

- 司稅官 渡邊正三
- 裁判所書記 山縣永治
- 七、經費 講習生に對しては縣より學資補給として一期間拾五圓を支給せらる尙町村よりは俸給の外に旅費又は拾圓以上の補助を爲す
- 講習生の爲め合宿所を山口町後河原日本武德會山口支部内に設けられ食費一日約四拾五錢にして寢具は自辨なるも携帶不便の向に對しては縣に於て賃借を斡旋せらる
- 八、本郡の講習生

町村名	職名	氏名	生年月日
萩	書記	山田 新作	同二十一年十一月一日
大井	同	賀田 保忠	同二十三年五月十九日
奈古	同	小野 博盛	同三十一年七月二十日
彌富	同	廣田 景道	同三十五年六月六日
小川	同	古屋 辰光	同二十一年五月十八日
篠生	同	中村 貞雄	同三十七年八月七日

公租完納町村に對する不明者に對する施設

納稅事務の改善刷新に就ては極力督勵を加へ一面町村當局不斷の努力とに依り町村民の自覺を促し近時著しく其好なる成績を示せり就中本郡佐々並村は明治四十二年、明木村は大正二年度より各國縣町村稅を通一人の滯納者なく其の他完納村を追加しつつあるは喜ぶべきことなるも町村に依りては少數の所在不明者あるが爲に完納の實績を收むる能はざるもの尠からざるは甚だ遺憾とする所にして曩に町村制實施以來每期完納の成績を持続せる本縣大島郡森野村外六ヶ村に就き調査したる取扱振を左に掲げて改善の資となす

所在不明者の滯納に對する施設

大島郡森野村	所在不明者ありたることなし
熊毛郡大野村	同
曾根村	小村にして納期開始前事實の發生を知り得るか故に直に近親其の他世話人等と示談の上納付せしむ
伊保庄村	所在不明者ありたることなし
鹽田村	他行者に對しては代納者を定め届出しむるも無届者にして少額なるもの

厚狹郡王喜村
豐浦郡角島村

は親族又は伍人組等より代納せしむ所在不明者ありたることなし
納稅義務發生と同時に保証納稅管理人を立てしむ

▲町村外營業稅納稅義務者の所在不明又は權利放棄の爲め附加稅を徵收する能はざる場合に對する取扱振

大島郡森野村	從來其の事實なし
熊毛郡大野村	同
曾根村	所在不明ありたることなきも權利放棄者に對しては書面を以て通告し納付せしめたり
伊保庄村	權利放棄者一回ありたるも配達證明郵便を以て合書を發送し納付せしめたり
鹽田村	權利放棄者一回ありたるも處分着手前納付せり
厚狹郡王喜村	從來其の事實なし
豐浦郡角島村	納稅義務發生と同時に保証納稅管理人を立てしむ

▲比較的效果ありと認めたる矯弊施設

大島郡森野村 該當の施設なし

熊毛郡大野村	同	納期表配付、納期前日使丁をして未納者へ注意す
同 曾根村	同	納期限前日組長をして注意せしむ
同 伊保庄村	同	納税組合の活動
同 鹽田村	同	徴収困難と認むる遊藝稼入其の他行商者に對しては届出當時必ず代納者を定めしむ
厚狭郡王喜村	同	毎年數回各部落の示談會を利用す
豊浦郡角島村	同	戸主會及母の會其の他村民多數集會を利用す就中主婦に納税思想を傾注す

町原家慈善公益財團の設立

本郡小川村の素封家町原虎之介氏は先考甚助氏の遺訓と佛教の本旨に基き祖先傳來の慈善公益事業に益々努力し子孫をして永久に其の志を繼承せしめ家徳を積み家風の繼續を期する爲め自己財産の約四分の一に當る數十萬圓の巨資を惜氣もなく提供して

- 一、貧者の施療施米及廉賣
- 一、孤兒貧兒の養育
- 一、罹災救助
- 一、秀才養成

一、自治及教育機關の後援
 一、布教傳道の補助
 一、其の他慈善公益事業

を目的とする慈善公益財團法人は大正十年三月九日内務大臣より許可ありたるか實に本縣下に於ける此種事業の魁にして其の之を實行するを得るに至りたる迄の経路を調査するに趣味殊に深きものあるを感す左に設立者の閱歴其の他概要を録す

▼設立者の閱歴

町原虎之介氏は縣下有數の素封家にして本郡北部第一の資産を有し豫て先君の遺訓を遵守し一家擧つて熱心なる佛教信者にして信仰の念に富み博愛慈善の志厚く亡父の生前別途蓄積せる慈善資金の使途に就き嘗て岡村阿武郡長に諮る所あり社會一般の情態に察し慈善救済の事に關し貢献せんことを期し之を實現せんとするの念誠に切なるものありしか大正八年十月中央報徳會主催自治講習會に出席して更に大に悟る所あり先輩有志の意見を參酌し積年の希望を達すべく慎重考慮の上茲に慈善公益財團法人設立の事に決定せるものにして其の發心の純潔にして篤行卓絶なること眞に賞すべし

▼町原家の家道

財團法人設立の由來を説くに當り先以て町原家の今日に至れる其の経路の一斑を記述せざるべからず家はもと山口縣阿武郡小川村字鳥の浴にありしも七代目貞助の當時居を小川村街道適當の地に移し商業を營み家運の隆昌を圖らんとして小川村字境の現住地に移轉し屋號を叶屋と稱し日用品其の他雜品の小賣をなし非常なる勤勉努力を以て家運を向上せしめ期年ならずして資力大に加はるに至れり虎之助氏は町原家十一代の當主にして現住地に移轉し屋號を叶屋と稱するに至りしよりは正に五代を數へ代を重ねる毎に家道益々興り資産漸く大を爲し今日の所謂百萬長者として遠近に稱せらるゝに至りしものなり而して町原家に就き特に記述せざるべからざるものは世々儉素質實に馴れ嘗て驕奢に流るゝの風なく累代一家を擧げて最も熱心なる佛教信者として家庭毎に圓滿たること之れなり殊に亡曾祖父貞助亡祖父龜之助格別信仰の念に厚し又最も慈善の心に富み累代好みて貧人弱者の救助援護に力を致し數十年を一貫して年々米廉賣を行ひ時價より二割方安値に之を賣却し豊凶災厄の關係等に依り一定せざるも年間を通じ其の求めに應じ廉賣をなすこと少くも貳百俵多くは四五百俵に及べりと聞く且困難者に對し施米をなすこと亦た妙しとせざる趣きなり

▼町原家の家憲

- 一、代々淨土眞宗の教を信じ佛恩を忘るべからず
- 二、祖先の御恩を忘却せず常に質素勤勉にして遊惰酒色に心を奪るべからず
- 三、家に在りては父母長上に事へ兄妹睦親して夫婦和合し家内の圓滿に心掛くべし
- 四、外に出ては一切の衆生の恩を思ひ禮義を重じ仁義に心掛くべし
- 五、目前の利に迷ひ鑽業相場其他投機的の事業に經驗なき事は家の基礎を危くするものなれば手を出すべからず
- 六、凡そ不和爭論は家の基礎を危くするものなれば勘忍して之を避くべし
- 七、凡そ家長たるものは政治運動に關與することを堅く禁ず是亦た家の基礎を危くし破滅の本なりと知るべし

▼第十代甚助の遺訓

- 一、佛様の御慈悲を頂く爲めに法を聞けよ
- 一、先祖の御恩を思出して勤勉にして質素儉約にせよ
- 一、祖先より譲受たる財産は此上増殖を計るよりも減せざる様心掛けよ

- 一、衣服は可成絹物を廢し木綿物を用ゆる様にせよ
 - 一、親に孝行兄妹仲よく生活する様せよ
 - 一、何事をするにも相談してせよ
 - 一、人に無理をせず弱きものを憐む様にせよ
 - 一、酒を飲む場合は心を亂さぬ様軽く用ゐる用心せよ
 - 一、女には遠かる様にして心を任すを必ず誤りある
 - 一、夜を更さず朝早く起きよ
 - 一、病に罹らぬ様滋養物を用ゐる身柄を大切にせよ
 - 一、病氣の時は早く名醫の診察を受けよ
 - 一、評判悪しき人と交るなよ
 - 一、平民なる故平民らしく交際せよ
 - 一、人と交るに猪口腹を立ゑるなよ
 - 一、人の御馳走に唯でなるなよ危険なり
 - 一、假令如何なる依頼あるとも人のために判をつくなよ
 - 一、神官僧侶商人親族政治家官吏に金を貸すなよ
 - 一、金を貸すによく考へて貸せ可成少口にして多數の人と取引せよ
 - 一、抵當權所得して出資せよ信用して出資の場合確實なる人物二名以上連帶保證人とすべし
- ▼ 亡父甚助臨終の遺言
- 一、兄妹仲よくして家を堅實に人に笑れぬ様世渡せよ

一、平常大きな事を云ひ居りしが今は佛様の御慈悲に頼る外はない南無阿彌陀佛

當主虎之介毎に能く家憲を守り殊に真俗二體の教義に歸依し専ら信仰の心掛深く家庭の圓滿なる其因由する又深遠なるを知るべし

▼ 設立の動機

亡祖父龜之助在世中慈悲積善の念一日も息むことなく、いづか其の目的を達すべしとして勤勉力行餘財を蓄へて他日の用に備ふべく別途積立金造成の事を計劃して其の基を樹つ亡父甚吉虎に龜之助の志を繼ぎ益々力を基金造成の事に致せしかは其金額積んで一萬有餘圓の巨額を算するに至る茲に於て當主虎之介其の別途積立金の使用に就き研讀年久しく或は鰥寡孤獨の者を救濟せんとし或は布教傳道の事に之を使用し傍の貧人弱者の救護に膺らん乎と先輩有力の人に倚りて其の研究を重ねつゝありしが大正八年十月東京に於て開かれたる中央報徳會主催の自治講習會に出席し多數講師の指導に接して啓發する處多く殊に山下法學士の講演を聴取して感奮至らざるなく爾後屢々同氏に近接し所見を糺し漸く積年の懸案を解決せんとするに至れり講習終了後山下法學士の指導に従ひて歸途各地富豪の慈善公益事業を視察し得る處益々多く獨

り先考企劃の別途積立金に就き之か使用を考慮するに止まらず更に大に志を立て、社會公共の事に盡力し一面慈善積徳の實を擧げて祖先の遺訓を對揚し家道を永久に維持繼承すること、し一家一族の協賛の許に巨額の資産を提供して町原家慈善公益財團なるものを設立することとし亡祖父二十年忌日たる大正九年二月四日付を以て財團法人設立の手續を履行するに至れり

▼ 財團法人町原家慈善公益財團寄附行爲

第壹章 目的事業

第一條 山口縣阿武郡小川村大字下小川第貳千四百七拾四番地町原虎之介は生前處分により寄附行爲を以て本法人を設立す

第貳條 本法人は町原虎之介亡父の遺訓により佛教の本旨に基き祖先傳來の慈善公益事業に益々努力し併て親族を保護し且つ子孫をして永久に其志を繼承せしめ家徳を積み家風の繼續を期するを目的とす

第參條 前條の目的を達せんが爲め本法人に於て行ふ事業の概目左の如し

- 一、貧者施療施米及び廉賣
- 一、孤兒貧兒の養育
- 一、罹災救助

一、秀才養成

一、自治及教育機關後援

一、布教傳道の補助

一、親族の救濟保護及び子弟教育

一、其の他の慈善公益事業

第貳章 名稱

第四條 本法人は町原家慈善公益財團と稱す

第參章 事務所

第五條 本法人は事務所を山口縣阿武郡小川村大字下小川第貳千四百七拾四番地に置く

第四章 資産に關する規定

第六條 本法人の資産は町原虎之介の寄附したる左記物件として基本財産とし費消することを許さず

- 一、田地反別貳拾六町八反四畝四歩
- 一、畑地反別貳拾町六反五畝歩
- 一、宅地 貳千貳拾參坪四合七勺
- 一、山林 七拾七町六反參畝歩
- 一、金壹萬圓
- 一、株式會社防長農行銀行株式 (貳拾圓拂込) 百株
- 一、株式會社同志組株式 (貳拾五圓拂込) 百株
- 一、王子製紙株式會社株式(拾貳圓五拾錢拂込) 拾株

一、濱田電氣株式會社株式 (同) 拾株
 一、久原鑛業株式會社株式 (同) 貳拾株
 一、大阪商船株式會社株式 (同) 拾株
 一、江崎運送株式會社株式 (同) 參拾株
 第七條 本法人の資産より生ずる収入の内より事務所費
 財産管理費役員の手當報酬を引き去りたる殘餘金の其
 の三分の一を第參條の事業費に當て其餘は基本財産
 に繰入るゝものとす
 第八條 第七條規定の事業費剩餘金を生じたるときは之
 を別途積立金とし臨時事業費に充つ
 第九條 本法人は町原虎之介又は其の家督相續人の外他
 人の寄附を受くることを許さず但し本法人の事業獎勵
 の爲め補助金又は獎勵金下附の場合には此限にあらす
 第十條 本法人の會計年度は毎年六月一日に始まり翌年
 五月三十一日に終る
 第十一條 決算は年度經過後貳ヶ月以内に之を調製し理
 事會の認定に附するものとす
 第五章 役員に關する規定
 第十二條 本法人に左の役員を置く
 一、理事 五名 (内壹名は常務理事とす)
 一、監事 壹名

一、顧問 若干名
 第十三條 役員の方法左の如し
 一、常務理事は本法人の設立者又は其家督を相續した
 る者之に任じ理事の内壹名は小川村長の職に在る
 者に委嘱し其他理事は常務理事に於て之を推舉す
 二、監事は阿武郡長の職に在る者に委嘱す
 三、顧問は學徳高き先輩中より之を推舉す
 第十四條 本法人の役員にして不都合の行爲あるか又は
 其の任務に堪へずと認むるときは常務理事は何時にて
 も之を解任することを得
 第十五條 役員任期左の如し
 一、常務理事は終身とす
 其の他の理事は參ヶ年を以て任期とす但し補缺に
 より就任したる者は其の前任者の殘任期間とす
 二、官公職を帯びたる役員は其の在職期間を以て任期
 とす理事は任期満了したる場合と雖も後任者の就
 職する迄は尙其の職務を行ふものとす
 第十六條 役員職務權限左の如し
 一、常務理事は本法人の常務を掌り本法人を代表す其
 他の理事は本法人の事務を分掌す
 二、監事は財産の管理及理事の職務の狀況を監督す

三、顧問は重要な事項に關する理事の諮詢に應ず
 第十七條 理事監事顧問は名譽職とし常務理事には理事
 會にて定めたる手當金を給與す但し名譽職員には理事
 會の議決により勤務に相當する報酬を與ふることを得
 第十八條 役員の手當金及報酬は資産より生ずる収入の
 十分の一を超過することを許さず
 第六章 會議に關する規定
 第十九條 理事會は理事の全員を以て之を組織す
 第二十條 理事會の議決すべき事項左の如し
 一、歳入出豫算及決算に關する件
 二、基本財産及其他の財産の管理處分に關する事
 三、諸規則を設け又は改廢すること
 四、本法人の目的に従ひ行ふべき事業の選定及其實行
 に關する事
 第二十一條 理事會は常務理事を以て議長とす常務理事
 事故あるときは他の理事中年長者之を代理す年齢同し
 き時は抽籤を以て之を定む
 第二十二條 理事會は必要に應じ常務理事之を招集す招
 集及會議の事項は開會の日より五日以前に之を告知す
 るものとす但し急施を要する場合は此限にあらす
 第二十三條 理事會は理事四名以上出席するにあらざれ

ば之を開くことを得ず理事會の議事は過半数を以て決
 す過否同數なるときは議長の決する所による
 第二十四條 理事は他の理事を代理とし又は文書を以て
 其議決權を行ふことを得但し代理人は代理權を證する
 書面を理事會に提出することを得
 第二十五條 理事會の議事は會議録を調製し會議の顛末
 を記載し議長及出席理事全部署名捺印するものとす
 第七章 解散に關する規定
 第二十六條 本法人の町原家の存續する限り存續し永久
 解散せざるものとす町原家不慮の災厄を蒙り又は不幸
 にして困窮に陥りたるときは之を救済し又町原家資分
 散の處分を受くるが如き場合には理事會の決議により
 解散し其の財産は之を町原家に歸屬せしむることを得
 第八章 補則
 第二十七條 本寄附行爲は理事全部出席の上五分の四以
 上の同意を得主務官廳に認可を受くるに非ざれば之を
 變更することを得ず
 贈答に關する改善事項
 本事項は東京に設立せられたる生活改善同盟會に於
 て調査決定せるものにして民力涵養の上にも最も適

切の事柄と認め茲に載録して参考に資す

我が邦では、物品の贈答と云ふ事が如何にも多きに過ぎるばかりでなく、虚禮虚飾を喜ぶ所から、自然外觀體裁に偏し身分不相應となり、爲めに社交を複雑にし失費を多からしめる弊があります。又我邦には昔から目上の人に妄りに進物をなす風が行はれて居て、今日も尙ほ其の弊に堪へませぬ。併しながら此の如き事は頗る時代後れの思想で、全く無意義の慣習と謂はなければなりません。殊に好意や謝意を表すための贈物も一歩度を過すと先方の歡心を買ひ特別の恩恵を得んが爲めの賄賂に近いものになります。贈答には此の如く種々の弊害が伴ひますから、大體次の様に改善したいと思ひます。

一、一般に贈答の場合を少くすること

我邦では無暗に物を遣り取りする風が多いので、贈る方も贈られる方も寧ろ迷惑に感ずる場合が少くないのであります。然るに之れを社交上已むを得ない事の様考へて居るのは、甚だ遺憾の事でありませぬ。故に今後一般に贈答の場合を出来るだけ少くし、殊に從來の形式一遍の無意義な贈答は一切之れを廢して、謝恩又は同情其の他誠意の籠つたものに限りたいと思ひます。

二、形式的な土産を廢すること

人を訪問する場合に、名刺代りなどと稱へて贈物を持參することは、我が邦一般の習慣となつて居て、之れが爲め徒に手數と費用を増し、自然人を訪問することが臆劫になります。故に斯様を何の意味もない弊習は斷然廢める事にしたいと思ひます。

三、餞別は特別親交あるものに限つて贈ること

餞別は必ずしも悪い風習ではありませんが、形式に流れる弊害が伴ひます。例へば、唯同僚であつた云ふ關係以外には餘り親交もないものに、餞別品の割前を押し付ける如きであります。斯る習慣は同僚の出入の頻繁な所では、随分輕からぬ負擔の一つとなり、家計上に影響する所少くありません。故に斯様な企をする場合には、其の範圍を特別な親交ある者の間に限る事に致したいと思ひます。

四、交換的の贈答を廢すること

我が邦では、贈物に對して早速之れに相當な返禮をすることが、一つの慣例になつて居ります。年末年始中元及び暑中に際しては、此の種の贈答が特に盛んに行はれます。そして其の贈られる品物には可なり高價なものも少くありませんから、之れが返禮の品物を態々

買ひ調へる事は、其の手數に於ても費用に於ても容易な事ではありませぬ。故に自然他から贈られた品物を之れに轉用する事になり、そしてそれが廻り廻つて元の主にかへるなどの滑稽を演ずる事さへあります。されば今後は、斯様な無意義な贈答品の交換は斷然廢めて、無駄な手數を省く様にしたいと思ひます。但し老人子供等に對する歳暮年玉或はクリスマス等の贈物は此の限りでありませぬ。

五、過分の贈答を廢すること

物事相當と云ふことは、贈答に缺く可からざる要件であります。然るに世間では、不相應に高價な品物を遣り取りする事が普通に行はれて居ります。之れは恐らく贈答の眞意を解しないか、又は一種の虚榮心から出たものか、特別な意味を含んだものか、若しくは返禮を豫想した交換的の意味のもので、何れにしても誠意の缺けたものであります。故に今後は、過分の贈答は必ず差控へる様にしたいと思ひます。

六、贈答品は實質を旨とし外形上の虚飾を避くること

贈答品には、中味の割合に包装容器が甚だ立派であつたり、析箱の上げ底の驚くべく高いことなどが今日殆んど普通になつて居ります。斯様な外觀虚飾に走る事

は洵に慨かほしいことであります。然るに贈られた方でも亦往々其の外觀體裁の美を喜び、來客の出入する室に之れを積み立て、得意として居るのを見ます。今日如何に人心が痲痺して居るかが想像されます。故に贈答品は體裁ばかりの一時限りの品物よりも、長く保存されるか或は充分實用的の物を選択する様にし、包容器は成る可く簡便を旨とする様に改めたいと思ひます。

七、贈答品を使者郵便其他に托する場合には、手紙又は口上を以て贈答の趣旨を明らかにすること

我が邦の贈答が形式一遍に流れた結果、往々使者をして進物を送りつけさせた丈で何んの口上も添へず或は郵便に托して品物を送つて置きながら、何等の挨拶をもせぬ様な事があります。之れが爲め贈られた先ではその意味を解し得ず、其の處置に苦しみ、迷惑を感ずることが屢々あります。斯様な事は明かに一種の非禮で、嚴に慎むべきことであります。故に贈物の場合には、必ず之れに手紙を添へるか、或は使者に其の旨を含めるか、又は品物を郵送する前に、郵書を以てよく其の意味を先方に通じて置くことにしたいと思ひます。

備考 本表中水は水兵、機は機關兵、主は主計兵、看は看護兵、船は船匠兵、軍は軍樂兵とす
軍樂兵は横須賀海兵團へ其の他は全部吳海兵團所屬とす

□陸軍兵の入隊及召集を令せられたる者

▲本年六月一日第三期輻重輸卒として輻重兵第五大隊へ入隊したる者左の如し

萩 町	伊藤喜代穂
椿東村	末武忠兵衛
篠生村	久保光雄
生雲村	湯淺光正
吉部村	大田清助
宇田郷村	堀忠一
須佐村	平尾友一
六島村	長岡政助

▲本年六月三日より補充兵として教育のため九十日間召集せられたる者左の如し

歩兵第四十二聯隊
萩 町 杉山 貳 顯

野砲兵第五聯隊へ
同 村 中 村 松 太
椿 村 都 野 茂 樹
六島村 池 部 勇 鷹
山田村 野 村 正 彦
嘉年村 佐 伯 右 傳 太
田万崎村 田 中 金 穂
工兵第五大隊へ
川上村 細 田 勘 一
電信獨立大隊へ

◎産 業

萩 町	中 原 文 彦
地福村	伊 藤 瀧 一
篠生村	嘉 屋 政 一
大井村	岡 田 道 藏

□椿村紫雲英採種状況並ニ販賣成績
明治貳拾年頃稻肥として石灰は一時非常に施用せられたり人造肥料の使用も益々旺盛となり爲に田地は地力を失

ひ生産力は漸次衰へ人々憂慮せし所なりしが此挽回策として緑肥の栽培摺灰の施用奨励に努めたり當時の緑肥としては主に麥間緑肥の栽培のみなりしが時勢の進運に伴ひ明治三十八年頃勞賃及肥料價格の騰貴と共に麥作の利益少きを悟り地方の増進に努めたる結果裏作として紫雲英栽培を爲すに至れり然るに當時種子美濃産のもの壹升五拾錢以上にして一反歩當り種子壹圓五拾錢貳圓内外を要し農家は大に苦痛とする處たりしか偶々篤農家をして自家用の種子は其田地の一部に採種せしめたるに其結果割合に良好にして種子代價を省く事を得るのみならず其成育も亦比較的好成績なるに依り益々緑肥の栽培面積の増加に努め之が利用を奨励せり然るに年々採種せる種子は自家用に餘剰を來したるに依り茲に始めて之を仲買人に賣却せしに相當の利益あるより農家は競て販賣用として多量採種するに至れり
抑本村東部地方は砂質壤土排水良好にて紫雲英長く繁茂し採種量多額なるも販賣方法に就ては未だ其智識幼稚にて一に仲買人に左右せられ其價格も亦低廉區々にして常に生産者の大に遺憾とする處なりしが大正四年本村東部青年會見る處ありて之が仲介者となり廣く之れを販賣せんとせしに品種の統一を欠ぐのみならず生産過剰の爲め

に豫期の成績を收むること能す之が處置に困却を極め生産者をして一時悲觀せしむるに至れり
大正四年村農會の設立せらるゝや品種の統一を計り一方には在來種と比較栽培をなせしに其成績優良にして原種の退化も亦輕微なり目下は路傍畦畔等に叢生せる野生種も拾年以前に見し早生矮少なる品種の跡を斷つに至れり茲に於てか去る大正五年度より村農會に於て之が共同販賣の取扱を開始せしに其結果豫期以上の成績を收め生産者は爲めに大に心を安し之れが栽培に従事し益々斯業改善發達に努力するに至れり
由來種子販賣としては農會に於て開花の時季に第一次生産調査を爲し更に種子の調査製荷造を一定して嚴密なる検査を遂げ販賣するものなれば前陳の如く岐阜種に比し敢て遜色なきのみならず其代價も亦低廉にして益々需用者が増加するに至れり而して地方仲買人に販賣するよりも壹升五錢以上高價に賣却せられ生産者は何れも満足せり然るに農會の資金少きを爲め生産者又代價の立替を爲す能ず依て大正六年度より椿村紫雲英採種組合を組織し椿村信用組合と聯絡を取り以て金融の便を計ると共に一段の品種の改善種子の調製包装の完全を期する事となせり現在採種組合員壹百有餘名採種石數約百五拾石壹萬圓の

収益を見るに至る尙漸次採種量を貳百石に追加し以て各地に需用に應せんとす

山口縣農事及工業試驗場入場者

本年度新たに本縣農事試驗場講習部及工業試驗場講習部傳習生として入場許可せられたる本郡内の者左の如し

一、山口縣農事試驗場

甲種講習生	地福村	木橋舜
同	川上村	岡胤清
同	椿郷東分村	溝部勝利
乙種講習生	田万崎村	宮内建郎
一、山口縣工業試驗場		
竹工科	椿郷東分村	白井林平
同	彌富村	増野治信
同	田万崎村	宮崎國一
家具科	椿郷東分村	大谷清

町村農會に於ける主なる事業と其の成績

大正九年度に於ける郡下町村農會にして技術員を設置し各種の獎勵事業中主なるもの及其の成績を摘録す

は左の如し

萩町農會

- 1、蘭草栽培の指導 副業獎勵の爲め蘭草栽培を督勵し栽培者並に面積漸次増加し蘭蕪業者亦増加せり
- 2、柑橘其他果樹栽培指導 夏蜜柑、温州蜜柑、ネーブル、桃、梨、柿、葡萄、等の殆んど放任主義に栽植し來れるを各戸を訪問し之れが肥培剪定整枝等實地指導に當り改善を圖り漸次氣運を昂めつゝあり
- 3、蚕種の統一獎勵 從來蚕種は各自購入の習慣ありし爲めに品種不揃ひを來し繭價も低廉なりしが本春は之れが統一の督勵に努めし結果本郡獎勵品種の内二品種を全部へ普及するに至れり
- 4、蔬菜促成栽培指導 促成栽培の有利なることを宣傳に努めし結果茄子、胡瓜、其他芽物等は例年に比し早く市場に出荷し得べく尙ほ冷床に於ても殆んど全部冷床框を使用し陽熱を利用して茄子胡瓜類の苗目下好成绩なり
- 5、空地の利用 町有地内空地を利用して桐樹栽植を行ひ一般の空地利用の指導に供し一面には町歳入の増加を圖る

椿村農會

1、手のひら品評會

當業者の内には昔日より孜々として農事に勵み相當栽培技術も進歩し且つ勤儉貯蓄の結果相應の資産を造りたるものあり之れ等は農業者として最終の目的を達したるものなりとせざるべからず此の意味に於て當業者の手のひらの大小皮膚の粗蜜等を調査する爲め手のひらを紙に押捺せしめ之れを參考資料として成功農家を表彰する爲め品評會を開く。尙ほ授賞者に對しては農會より木盃を授與し一月一日新年祝賀會の席上之れを表彰す

2、綠肥の栽培

紫雲英の栽培本年度に於ける栽培面積四十五町歩内十五町歩は肥料用三十町歩は採種用として種子百石を收め約五千圓を得たり。ガードウキツケン牧草前年少量播下せるが本年度は紫雲英と同様の栽培管理をして其の成績の優劣を試験しつゝあり

3、特用作物栽培

罌粟栽培阿片製造の指導をなす本年度栽培七戸約二反歩なり

4、樹苗養成獎勵

村有造林用苗木は農會事業として養成し私有造林用並に販賣用苗木養成に關しては種子の共同購入赤枯病驅除藥の共同購入ホルダー液の調劑散布に指導獎勵し本年度樹苗養成者十六名に及

び杉種子七斗松檜三斗を播下す

明木村農會

- 1、蔬菜品評會 蔬菜栽培普及並に其の普及發達を圖る爲め明木村軍人分會及明木村青壯年團と共に蔬菜品評會を開催し村内一般並に小學校兒童に出品せしめ優劣を品評す漸次改良の域に向ひつゝあり

須佐村農會

- 1、品評會開催 從來連續的に農産物品評會を開催すること前後十八回、堆肥品評會前後十回に及び大に獎勵に努め効果甚大なり
- 2、荒蕪地の利用 荒蕪地利用として柿、栗、苗を購入し植栽獎勵をなす

田万崎村農會

- 1、農事研究會 施設事業遂行上の補助的機關として農事研究會の名の下に農事熱心家の團體を組織し専ら技術上の問題を研究し之れを實地に施し他に範を示し同時に事業の一部を擔當遂行せしむ現在會員二十八名會合すること四回に及ぶ

以上列記したる事業の外各町村農會を通じ

- 1、米麥多收作獎勵の爲め品評會、模範田、試驗田の設置

- 2、肥料、農具、種苗其他の共同購入斡旋
 - 3、採種圃の經營、麥奴豫防督勵
 - 4、堆肥の改良、綠肥の栽培獎勵
 - 5、稚蚕共同飼育、共同催青等の指導獎勵、桑園の改良増植獎勵
 - 6、各種の講習講話會の開催
 - 7、其他一般産業の助長發達獎勵
- 大に施設獎勵を加へ着々成績を擧げつゝあり

阿武郡肥料商組合設立

本郡内肥料營業者は協同一致して肥料の改善を圖り營業上の弊害を矯正し其の利益を増進するの目的を以て本年三月郡會議事堂に會合して組合を組織し左の通申合せを爲せり

阿武郡肥料商組合申合規約

- 第一章 總 則
- 第一條 本組合は阿武郡肥料商組合と稱す
- 第二條 本組合は事務所を阿武郡萩町に置く
- 第三條 阿武郡を地區とし肥料營業者を以て組織す
- 第二章 目的又業務
- 第四條 本組合は協同一致し肥料の改善を圖り營業上の

弊害を矯正し其利益を増進するを以て目的とす
第五條 本組合は前條の目的を達せんが爲め左の業務を執行するものとす

- 一、不正粗惡肥料の製造及取引の防遏
 - 二、講習會講話會の開催
 - 三、販路の擴張及調査
 - 四、取引方法の改善
 - 五、組合員間又は組合員外との間に生じたる紛議調停又は仲裁裁斷
 - 六、肥料製造方法の改良及俵裝並に量目の一定
 - 七、前項の外組合員の目的に達する必要ある事項
- 第三章 組合員の權利義務
- 第六條 本組合員は左の權利義務を有す
 - 一、組合員は會議の決議事項及規程に依る告示通牒は之を遵守すること
 - 二、組合員は組合經費を指定期日内に納付すべきこと
 - 三、組合員は地區の内外を問はず取引上誠實信義を守り不正の行爲をなさざること
 - 四、組合員は組長の召集通知を受けたるときは故なくして之に應ぜざることを得ず
 - 五、組合員中に定款及肥料取締法違反あるものを發見

したるときは直に届出づべきこと

第四章 加入脱退

- 第七條 本組合に加入すべきものは肥料營業免許の種別營業場所住所氏名を詳記し届出づべし
- 第八條 組合員は本組合より交付したる左記様式の證票を店頭に掲ぐべし

阿武郡肥料商組合員の證
何 某

- 第九條 組合員は營業免許の取消廢業又は名義變更の場合證票を添へ届出づべし
- 第十條 本組合は組合員の加入其他異動ありたるときは其都度全組合員に通知す

第五章 役員

- 第十一條 本組合に左の役員を置く
- 組長 一名 副組長 一名 評議員 參名 顧問 若干名
- 第十二條 役員は組合に於て組合員中より連記投票を以て選舉す同數の場合は年長者を以てす

第十三條 役員に當選したるものは正當の理由なくして就任を辭することを得ず

第十四條 役員は名譽職とし其任期を貳ヶ年とす但滿期再選を妨げず

第十五條 役員に欠員を生したる場合は補欠選舉を行ふ但欠員少數にして事務に差支なき限りは次期選舉期迄延期することを得

第十六條 役員にして本組合の利益に反したる行爲ありたるときは總會に於て三分の二以上の同意を得て解任することを得

第十七條 組長は組合を代表し其事務を總理し會議の決議を執行す

第十八條 副組長は組長を補佐し組長事故あるときは之を代理す

第十九條 評議員は組長の諮詢に應じ組合の事務を評議監督し組長副組長共に事故あるときは互選を以て定めたる評議員之を代理す

第二十條 本組合の會議を分ち左の二種とす

總會 評議員會

第二十一條 定時總會は毎年貳月壹回之を開く

臨時總會は組長に必要と認めたるるとき又は組合員三分の一以上の請求ありたるるとき之を開く
評議員會は議長に於て必要と認めたるるとき又は役員半数以上の請求ありたるるとき之を開く
第廿二條 各會議の附議事項左の如し

總會

- 一、定款の変更
- 二、經費豫算及賦課徵集方法
- 三、組合經費決算並に業務成績の承認
- 四、組合の解散
- 五、其他評議員會に於て必要と認めたる事項

評議員會

- 一、組長の諮問
- 二、組合の業務状況の監査
- 三、總會に附議すべき事項
- 四、組合に必要な規程細則
- 五、組合員の違約處分
- 六、業務上に於ける調停仲裁裁斷

第廿三條 會議は組長之を招集し會議事項及日時場所等を明記し開會三日前に通知するものとす
但緊要の場合は此限りに非らず

第廿四條 決議は出席者の過半数の同意に依りて決す可
否同數なるときは議長之を定む
第廿五條 組合の經費は組合員之を負擔す

金を使はぬ村

滋賀縣甲賀郡宮村は三百戸許りの村であるが近頃各戸とも村内で物を賣買するに金の受渡しをしないのみか村吏員が税金を取りに行き却て納税者に金を拂つて來る賣買其の他の諸取引で金を授受するは宮村々民と村外人との間に止まると曰ふ眞に珍妙な状態を呈してゐる頗い金を弄らずに暮らして行く此村の住民の幸福は縣下二百余ヶ町村の羨望の的になつたので縣當局者が今度宮村の調査を遂げた結果宮村では豫て一つの産業組合を設け全村全戸該組合に加入し現任村長船見源四郎氏が組合長を石橋前村長が理事を會て村長に在任した太田中野諸氏が各役員を勤めてゐる斯て右組合が昨年中に村民から預け入れられた二十二万圓(一月平均七百圓)に達し村民一人の富は平均五千圓であるとして村役場を産業組合事務所に充てゝゐるので船見村長以下吏員さんの仕事七分迄組合のことで占め後の三分が村政に過ぎない殊 吏員は凡て村の有力者の子弟が義務として強ひて安月給で奉職して

ゐると宮村の村民は他町村で三十余町歩の田地を持つてゐるのに他町村は宮村で僅かに一町歩位しか田地を持つてゐない事など今日此頃の奇蹟であるとして村民は何れも金を使はず必要に應じ「預金引出請求書」と同ふ小切手を出し之に對し産業組合が後で差引勘定する吏員が徴税に行つた場合にも納税者は件の小切手を出し剰余金のある時は之れを現金で吏員から取るなど年中金を使はぬ日本に唯一つの不思議な村であることが判つた何れ縣又は主務省から表彰される模様である

農民指導者の心得

本心得は愛知縣立農林學校長山崎延吉氏の作成に係り農民指導者は勿論一般修養の資と爲すべく茲に載録す

心の持方

何事も先方の爲めに心掛くべし
出來ぬ事、用ひられぬ事、聞かれぬ事のある場合は已れの足らぬ爲と思ふべし
如何なる人でも 陛下の赤子と思ひて大切にすべし
何事も現狀に囚はれず將來を慮るべし
先方を自覺せしむる様に心掛くべし

易さより難に入り、簡單なるより複雑に仕向くる様心掛くべし

氣のつけ方

如何なる事に困つて居るやに氣を付くべし
如何なる事を思ふて居るやに氣を付くべし
其處の人氣及民度に氣を付くべし
風俗習慣に氣を付くべし
相手の長所短所に氣を付くべし

其地方に如何なる事が獎勵されしや、獎勵されつゝあるやに氣を付くべし (獎勵に反對することにはなれば) 已が品行に氣を付くべし (人をして迷はしむる虞れあり) 其處の農法、持有物に氣を付くべし 氣候風土に氣を付くべし

人心の傾向と事業の推移とに氣を付くべし (盛衰をば判) 事物の進歩及び發明發見に氣をつけて後れぬ様に自修すべし、特に己が専門には後れをとらぬ様氣を付くべし

目のつけ方

目は大局に注ぎ行は小事を厭はぬ様にすべし
繁閑を見分けて、用事は閑時を利用すべし
勤怠を見分けて、勤めしむる方法に工夫すべし
上手下手を見分けて、上手に導く手段を工夫すべし

目は人の腹を表はすものなれば、目を見て人の考を見分け人情の機微を察すべし
人は己を寫す鏡なれば人の感應する様を見て己れの仕方を顧みるべし
経験のある人、見識ある人の仕方を目をつけてよい事は學ぶべし

▼耳の使い方

何事も聞いてやるべし
小言、不平、愚痴はつとめて聞いつやるべし
長老、経験に富める人の意見は喜んで聞くべし
忠告、批評の言葉、反対の意見は難有聞くべし
陰言、うはさ、悪口も参考のために聞棄にすべからず、已れに反省すべし

▼物の言ひ方

相手の言葉と餘り差のない言葉を使ふべし
物言ひは勉めて分り易くすべし(肥料と云ふよりもこやしと云ふが如し)
分るまいと思へば何度でもくりかやすべし
自己の専門にあらざる事を聞かれても決して素氣なき返事をすべからず
其道の人に尋ねて親切に教ゆべし

先方を「けなす」言ひ方をさけて勵ます言ひ方をすべし(失望し、腹を立てぬ様に)
學術語を直接云ふよりも方言にくだいて話すべし
常に要領を得る話し方をすべし
飽かぬ様、倦まぬ様に話すべし
忙しく働けるものに話をするには仕事を手傳つゝ話をなすべし

から話しをさけて何か目に見せて話をする工夫をなすべし(實物を示すか、やつて見せる事)
技術と同じく話の術あるものと心得話し方に注意すべし
凡て悪い事は話さぬ様にし、善い事、進むた事を話すべし

下卑な話、罵詈の言は慎むべし
方便にも虚言は避くべし
相手方に近き格向にて接すべし
相手か近づき易くなる様接すべし
何事も相談する様、相談に來る様接すべし
勉めて先方に近づくと心掛あるべし
何事をも打明けるまで近づくべし
近づいて而も馴れず、懇意になつて而も忤れぬ心得あるべし

接し方 (相手の仕方)

地方本位、相手を主とする勤め方をなすべし(自己の名利の爲めに、或は自己の専門の爲めにする勤め方は斷じてすべからず)
同一面積より收量を増す様指導すべし
同一時間により多くの仕事が出来る様指導すべし
同一資本より多収益なる様指導すべし
同一勤勞に對しより多くの報酬を受くべき様指導をなすべし

▼指導の仕方
同一時間にあるべく多くの人になるべく多くの事柄を指導する工夫をなすべし
すたれる物の利用、忘れられてる事の利用をなさしむる指導をなすべし
有り合せの物で先づ間に合はせる指導をなすべし
長所を助成して喜ばしむる様指導をなすべし
短所は悟らしめて補足する様指導をなすべし
自信のある事物を指導すべし
指導する事物については責任を負ふ覺悟をなすべし
無責任なる指導は斷じて避くべし
協同的の有利なるを悟らしめ勉めて協同的ならしむる様指導すべし

べし
誠を心とし親切を體とし先方を安心させるを旨とすべし
先方が信用し、信頼する様接し方に工夫すべし一時の方便は避くべし
知らざるは知らずとなして之を知らしむる工夫を爲すべし(調査するか、聞いて見て、後之を教ゆる親切あるべし)

▼勤め方

勤める地方の土地を調査して地の利を上ぐるに勤むべし
産業を調査して改良の餘地あるものに精勤すべし
私事の爲めに缺勤することなく精勤を心掛くべし
待遇以上の勤め方をなすべし
功を急がず成績の上がる様勤め方に工夫すべし
同僚仲間に悪まれず、之れ等に邪魔されぬ様勤め方に工夫すべし
事業は敵なりと心得油断なき勤め方をなすべし
無駄のない様、無駄骨を折らぬ様勤むべし
體力、智力、徳力、氣力は成功の四要素なれば、之が修養に怠りなき勤めをなすべし
相手を迷はしめぬ様仲間と連絡をとりての勤め方をなすべし

目前の小利に囚はる、弊を辨へしめ將來を慮る様指導すべし

人生の貴き意義を解せしめ人生の幸福なる点を悟らしむる様指導に工夫すべし

思想を高遠ならしむる様指導に注意すべし

感謝、報徳の出来る様指導に用心すべし

何事も向上と進歩とを目的として指導すべし

物事の進歩よりも人事の進歩を大切に指導すべし（此点

に於て指導者は技術手腕も大事なれど人格を一層大事と

心掛くべし

指導は同情の心を主として行ふべし

指導には必ず成績あるを期すべし

指導に毀譽褒貶はあるものと心得信念を以て貫くべし

▼暮らし方

人の爲め働き得らるゝを喜んで暮らすべし

仕事の成績を見て其一步でも進んだ所に喜んでの生活を

すべし

感謝の内に喜びあり努力の後に報酬あるを悟つての暮ら

しをなすべし

貧乏すと雖も平和の裡には満足あり道の中には衣食あり

の悟を開いての暮らしをなすべし

公務に従事するものは公事を前にする覺悟の生活をなすべし

勉めて公私混同を避くべし

生活に餘裕あるよりも心に餘裕ある暮しをなすべし

世の中を活動の舞臺とし家庭を安息の場所となし得る暮

しをなすべし

家族を同情ある味方となす暮し方をなすべし

今日一日の安きを儉すむは最も怯懦なる行爲と心得べ

し

己れを儉約して人には人並の交際をする暮しをなすべ

し

隣り近所と仲よく暮らすべし

暮らしに追はるゝ暮らし方は恥づべし

家内睦じく暮らすは幸福の極致と悟るべし

参 考 資 料

學校名		男	女	計	本 順	月	前	位
相島	龜山	九八、六五	九五、九四	九七、四四	一	八		三八
多磨	山磨	九七、七八	九七、三三	九七、五九	二	七		二五
嘉年	年磨	九八、五九	九六、七六	九七、七二	三	六		二八
紫福	福年	九七、〇二	九八、六三	九七、八三	四	五		二〇
篠生	福生	九七、六七	九八、〇四	九七、八五	五	四		一四
長高	生高	九七、七三	九八、四〇	九八、〇七	六	三		一五
三見	高見	九七、七九	九九、〇三	九八、二〇	七	二		一六
持坂	見坂	九八、一二	九八、五〇	九八、三二	八	一		一九
椿西	坂西	九八、九七	九七、六五	九八、三二	九	〇		一八
越濱	西濱	九八、五二	九八、三九	九八、四六	一〇	九		一九
木間	濱間	九八、九三	九八、三二	九八、六三	一一	八		一六
川上	間上	九八、五六	九八、七一	九八、六五	一二	七		一六
宇田	上田	九八、六六	九八、八〇	九八、七五	一三	六		一六
立野	田野	九八、六六	九九、〇〇	九八、八三	一四	五		一六
高明	野瀨	九九、〇五	九八、七二	九八、九一	一五	四		一六
	木瀨	九九、四八	九九、五一	九九、五九	一六	三		一六
		九九、七〇	九九、四六	九九、五九	一七	二		一六

一、町村立小學校尋常科兒童出席步合表

目次

- 一、小學校尋常科兒童出席步合表……………一
- 二、同 高等科兒童出席步合表……………三
- 三、山口縣下郡市郵便貯金比較表……………五
- 四、徵兵檢查成績表(大正十年度)……………五
- 五、壯丁學力試驗成績表(同)……………七
- 六、壯丁身長體重(花柳病)前年比較表(同)……………九
- 七、体格優良壯丁人名表(同)……………二

町村名	種目	三、山口縣下郡市郵便貯金狀況										大正九年九月末現在			
		郡	市	名	貯金人員	貯金	額	人口百人當	順位	預一人當	順位				
	四、徵兵檢查成績表	大島	玖珂	熊毛	都濃	佐波	吉敷	厚狹	豐浦	美禰	大津	阿武	下關	其他	計
	受檢人員甲種人員乙種人員丙種人員丁種人員戊種人員甲乙合格人員受檢人員對同一%	三三、三八三	五二、二二二	二八、〇五一	三六、〇二五	二八、四八一	五六、七六八	四〇、三五六	四一、八六四	一八、七六九	二二、一二八	四一、八三七	五六、九六九	一一、八六二	四七八、七二五
	大正十年度	二、八二七、八四三	三、一〇〇、五九一	二、一三一、八五六	一、一四七、〇七九	九三四、六〇六	一、九五六、二六九	一、三三七、八二一	二、〇〇六、八九二	四五〇、九七八	五二八、四七一	一、三八五、七六三	二、六八八、二四一	七〇三、七六四	二二、二〇〇、一九四
	順位	五〇	三七	四四	三二	三三	五三	三六	三五	四三	四二	三七	七一	一	
	順位	三	八	四	一	二	二	九	〇	五	六	七	一	一	
	順位	八五	五九	五六	三二	三三	三四	三三	四八	二四	二四	三三	四七	一	
	順位	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	

學校名	男	女	計	本順	月	前	位
育見福徳三白大生彌明多篠椿小宇地	九八、六〇	九七、八二	九八、二七	一	一	一	一
英島川佐見水島雲富倫磨生東川田福	九七、八六	九八、六〇	九八、一九	二	二	二	二
	九七、八一	九八、八七	九八、一七	三	三	三	三
	九八、三四	九七、五七	九八、〇一	四	四	四	四
	九八、六〇	九六、七九	九七、九五	五	五	五	五
	九七、四八	九八、七六	九七、九一	六	六	六	六
	九八、八九	九八、一四	九七、八六	七	七	七	七
	九七、五八	九五、二七	九七、八二	八	八	八	八
	九七、一五	九八、四三	九七、六三	九	九	九	九
	九六、八二	九八、五六	九七、二七	一〇	一〇	一〇	一〇
	九七、〇二	九六、七五	九六、八九	一一	一一	一一	一一
	九七、〇七	九六、五七	九六、八二	一二	一二	一二	一二
	九七、四七	九六、一五	九六、八一	一三	一三	一三	一三
	九六、三〇	九六、一五	九六、二五	一四	一四	一四	一四
	九五、八九	一〇〇、〇〇	九五、五八	一五	一五	一五	一五
	九四、二二	九七、三三	九五、三三	一六	一六	一六	一六
本月郡平均	九七、二〇	九八、九七	九七、九〇	一七	一七	一七	一七
前月郡平均	九八、〇六	九七、六五	九七、八二	一八	一八	一八	一八

町村名	大正		成績	進學	町村名	大正		成績	進學
	步合	順位				步合	順位		
萩郷東分	八三、八〇	二二	五四、八四	一五	山椿	七八、〇九	一八	五八、六五	八
椿郷東分	七七、六七	二三	五九、五八	二七	山見田	八〇、八四	一五	六三、四〇	六
三見田	九二、一一	一一	六八、八四	二	明木	九四、五六	一	五四、五〇	三
明木	八一、二五	一七	五六、〇〇	一一	佐木	六九、一九	二六	五四、五〇	一一
佐木	八八、九七	三	五七、八一	〇	上並	八六、一一	二六	四九、五〇	一一
上並	九一、二五	二	五五、七八	一三	川々	九三、七五	五	八一、二一	一五
川々	八五、一九	八	七七、〇六	一		八六、〇〇	六	七一、一五	一四
	八二、六五	一四	五〇、九八	一九		七八、六八	一六	四六、四五	二〇

五、壯丁學力試驗成績表

備考	合	見	六	田	小	彌
本表ハ入寄留者志願兵等全部ニツキ調査ス	計	島	島	崎	川	富
	〇九二	二六	二二	四五	四三	二八
	四七五	一〇	一六	一四	一六	一四
	四二九	一五	三	二	四	八
	一三九	一	一	五	八	五
	二七	一	一	二	三	一
	二	一	一	二	二	一
	九〇四	二五	一九	三六	三〇	二二
	八二、七	九六、一	九〇、四	八〇、〇	六九、八	七八、三
		2	7	19	25	20

大正十年度

須	福	字	奈	大	紫	福	吉	高	嘉	德	地	生	篠	川	佐	明	三	山	椿	椿	萩	
田	郷	古	井	福	川	部	侯	年	佐	福	雲	生	上	並	木	見	田	分	郷	東	分	
四七	二二	五〇	三二	二四	五四	二四	二七	〇	二五	二六	三三	三三	五一	二八	二六	三九	六四	二九	九一	一四	四	
二〇	八	三	二	六	八	三	七	六	七	七	一	一	一	〇	七	一	五	四	三	一	三	四
一	八	九	八	二	六	六	七	五	四	八	二	二	五	九	九	五	九	〇	三	〇	三	七
八	四	三	三	〇	九	五	〇	六	四	七	二	一	四	三	二	一	四	七	二	九	二	五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	二	四	三	一	四	一	二	一	五	三	三	一	九	四	二	四	三	五	二	七	一
八	〇	八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
18	17	13	3	1	26	9	27	26	22	23	10	4	16	8	5	6	12	11	15	14	21	

町村名	種目	身		體		重		花柳病		前年比較表		大正十年度	
		大正九年	大正十年	大正九年	大正十年	大正九年	大正十年	大正九年	大正十年	大正九年	大正十年	大正九年	大正十年
秋	萩	五、二六	五、三三	一三、九四〇	一四、一〇六	五	五	一七	一〇、五	一	一	一四	九、七
椿	椿郷東分	五、二七	五、二七	一四、四二九	一四、二六六	二	二	二二	二、五	一	一	一〇	一、〇
山	田	五、二四	五、二九	一四、三六七	一四、六五〇	二	三	二七	一、一	一	一	三	一、〇
三	見	五、二四	五、二四	一四、一九八	一四、八九一	一	一	一三	三、三	一	一	一	一、三
明	木	五、三三	五、三五	一四、九六五	一四、六五六	一	一	二五	一、一	一	一	一	一、三
佐々	並	五、二八	五、二八	一四、四一一	一四、〇一〇	一	一	一三	三、一	一	一	一	一、三
川	上	五、二九	五、二九	一四、六一四	一四、六一〇	一	一	二五	一、一	一	一	一	一、三
篠	生	五、二五	五、三一	一三、八六七	一四、四三〇	一	一	一三	三、四	一	一	一	一、三
生	雲	五、二三	五、三〇	一三、七三八	一四、一六九	一	一	一三	三、一	一	一	一	一、三
地	福	五、二三	五、二七	一三、五九一	一四、五七八	一	一	一三	三、一	一	一	一	一、三
德	佐	五、二五	五、二三	一三、六五〇	一三、七八五	二	二	二六	六、九	一	一	一	一、三

種目	大正九年	大正十年	大正九年	大正十年	大正九年	大正十年	大正九年	大正十年	大正九年	大正十年
合	八二、四〇	八二、四〇	五四、五八	五四、五八	八〇、〇三	八〇、〇三	五三、八七	五三、八七	八〇、〇三	八〇、〇三
見	七五、〇〇	七五、〇〇	四四、八三	四四、八三	七五、九六	七五、九六	三三、一五	三三、一五	七五、九六	七五、九六
六	八四、二九	八四、二九	五九、三八	五九、三八	八一、五二	八一、五二	四七、一五	四七、一五	八一、五二	八一、五二
田	八〇、九五	八〇、九五	五五、九七	五五、九七	八二、〇五	八二、〇五	五六、〇五	五六、〇五	八二、〇五	八二、〇五
小	八五、一六	八五、一六	五五、九七	五五、九七	八一、五二	八一、五二	四七、一五	四七、一五	八一、五二	八一、五二
彌	八四、五二	八四、五二	五五、九七	五五、九七	八一、五二	八一、五二	四七、一五	四七、一五	八一、五二	八一、五二
須	八二、五六	八二、五六	五五、九七	五五、九七	八一、五二	八一、五二	四七、一五	四七、一五	八一、五二	八一、五二
福	八〇、九五	八〇、九五	五五、九七	五五、九七	八一、五二	八一、五二	四七、一五	四七、一五	八一、五二	八一、五二
字	八五、五八	八五、五八	五五、九七	五五、九七	八一、五二	八一、五二	四七、一五	四七、一五	八一、五二	八一、五二
奈	八〇、九五	八〇、九五	五五、九七	五五、九七	八一、五二	八一、五二	四七、一五	四七、一五	八一、五二	八一、五二
大	八五、一六	八五、一六	五五、九七	五五、九七	八一、五二	八一、五二	四七、一五	四七、一五	八一、五二	八一、五二
紫	八〇、九五	八〇、九五	五五、九七	五五、九七	八一、五二	八一、五二	四七、一五	四七、一五	八一、五二	八一、五二
福	八五、五八	八五、五八	五五、九七	五五、九七	八一、五二	八一、五二	四七、一五	四七、一五	八一、五二	八一、五二
吉	八〇、六八	八〇、六八	五五、九七	五五、九七	八一、五二	八一、五二	四七、一五	四七、一五	八一、五二	八一、五二
高	六八、二六	六八、二六	五五、九七	五五、九七	八一、五二	八一、五二	四七、一五	四七、一五	八一、五二	八一、五二
嘉	七七、七八	七七、七八	五五、九七	五五、九七	八一、五二	八一、五二	四七、一五	四七、一五	八一、五二	八一、五二
德	八五、三二	八五、三二	五五、九七	五五、九七	八一、五二	八一、五二	四七、一五	四七、一五	八一、五二	八一、五二
地	八三、三三	八三、三三	五五、九七	五五、九七	八一、五二	八一、五二	四七、一五	四七、一五	八一、五二	八一、五二
生	七七、九四	七七、九四	五五、九七	五五、九七	八一、五二	八一、五二	四七、一五	四七、一五	八一、五二	八一、五二
篠	八七、〇四	八七、〇四	五五、九七	五五、九七	八一、五二	八一、五二	四七、一五	四七、一五	八一、五二	八一、五二

										町村名	種目	七、体格優良壯丁人名表									
										兵種	身	長	体	重	胸	圍	氏				
嘉	德	地	生	篠	川	佐	明	三	山	椿	萩	歩兵	五、五〇	一七、四一〇	三、一五	井	町	清	一		
年	佐	福	雲	生	上	並	木	見	田	全	椿郷東分	歩兵	五、七四	一七、四四〇	三、〇五	中	村	二	郎		
全	全	全	歩兵	騎兵	全	全	歩兵	砲兵	水兵	全	全	歩兵	五、六八	一七、五六〇	三、〇〇	大	谷	二	郎		
五、三三	五、五六	五、六二	五、五五	五、五五	五、七五	五、五四	五、四五	五、四五	五、五三	五、五三	五、五三	五、五〇	一七、四一〇	三、一五	井	町	清	一			
一五、七四〇	一六、三〇〇	一八、三六〇	一六、四二〇	一六、六七〇	二〇、〇〇〇	一四、六六〇	一八、二六〇	一七、二六〇	一六、五〇〇	一七、五六〇	一七、五六〇	一七、四四〇	三、〇五	三、一五	中	上	大	中	井		
二、九三	二、八八	二、九四	二、九六	二、九六	三、一八	二、八〇	三、〇三	三、〇八	三、〇三	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇五	三、一五	山	山	中	上	大	中	井
永	田	品	木	阿	岡	山	山	中	上	大	中	井	三、一五	三、一五	山	山	中	上	大	中	井
安	村	川	村	濱	本	中	本	村	領	谷	村	町	三、一五	三、一五	山	山	中	上	大	中	井
萬	儀	吉	留	織	房	信	榮	鶴	作	二	村	町	三、一五	三、一五	山	山	中	上	大	中	井
太	正	男	市	市	樋	一	助	一	一	郎	郎	一	三、一五	三、一五	山	山	中	上	大	中	井
太	正	男	市	市	樋	一	助	一	一	郎	郎	一	三、一五	三、一五	山	山	中	上	大	中	井

大正十年度

合	見	六	出	小	彌	須	福	宇	奈	大	紫	福	吉	高	嘉
計	島	島	万崎	川	富	佐	賀	郷	古	井	福	川	部	侯	年
五、二五	五、二九	五、三一	五、二二	五、二〇	五、一九	五、二三	五、二五	五、三〇	五、二七	五、二七	五、二三	五、二八	五、一八	五、一七	五、二六
五、二六	五、二三	五、三九	五、二四	五、一八	五、二一	五、二四	五、二四	五、二七	五、二七	五、二八	五、一八	五、二三	五、一六	五、一八	五、一六
一四、一二一	一四、六九八	一四、九四八	一二、四七七	一三、五八九	一三、八八六	一三、九三九	一四、二四四	一四、〇九一	一四、〇四八	一四、五七九	一三、九五二	一四、一七八	一三、六二四	一三、一三三	一四、五四四
一四、二九五	一四、一九九	一五、六三八	一四、〇三二	一四、四六一	一四、〇九二	一三、九五二	一四、一二六	一四、一八八	一四、八〇四	一五、一九四	一三、七〇七	一四、〇九四	一三、七四〇	一三、四四五	一三、二九〇
二五	?		一	一	一	二				一		一	二		
二、二六	三、二		一、三	一、二、九	一、四、三	一、三、六				一、四、二		一、二、二	二、一〇、五		
二、二五	一		二					一		一	二	一			
二、三	一、三、八		四、四					一、四、〇		一、三、一	二、八、三	一、二、九			
一〇、三一〇、五	一、二、八、七	七	一、二、二	二、五、四	一、四、三	四、七、一		二、二〇、五	三	三、二、五	一、三、七	一、二、三	五、二六、三		一、七、一
七、三六、七	六、三、二	二	二、四、四	一		四、八、五	二	三、二、〇	五	一、三、一	二、八、三	二、三、七	一、四、三	三、二、一	二、二、〇

阿武郡報第五十六號

大正十年五月二十五日發行

◎大正六年十一月十九日第三種郵便物認可

◎每月一回二十五日發行

一部(代價金拾錢)

見	六	田	小	彌	須	福	宇	奈	大	紫	福	吉	高
島	島	崎	川	富	佐	賀	鄉	古	井	福	川	部	俣
全	步	機	全	步	機	全	步	水	步	全	砲	全	步
	兵	關		兵	關		兵	兵	兵		兵		兵
五、三六	五、五六	五、五五	五、三七	五、四二	五、五八	五、七八	五、四八	五、七七	五、七七	五、五一	五、五七	五、三二	五、三五
一四、〇二〇	一七、二〇〇	一六、一二〇	一五、六二〇	一五、七四〇	一七、二一〇	一七、四四〇	一六、三六〇	一七、四六〇	一六、一九〇	一五、六四〇	一八、〇一〇	一七、一二〇	一五、三〇〇
二、九〇	三、一八	二、九四	二、八八	二、九八	三、一一	二、九二	三、〇八	三、〇四	二、九一	二、八八	二、九八	三、〇五	二、九四
岩	長	原	桐	與	平	上	柳	平	古	藤	大	山	平
本	岡	內	田	山	岡	村	井	川	谷	田	田	本	川
熊					伊								
太	三	國	盛	龜	三	定	龜	太	貞	捨	政	重	與
郎	槌	槌	隆	市	郎	廣	一	熊	義	熊	吉	與	作